

宇城市

シルバー人材センター

のご案内

宇城市誕生に伴い、シルバー人材センターも4月1日、新しく（社団法人）宇城市シルバー人材センターとして発足しました。

シルバー人材センターとは…

- 事業所・家庭・公共団体等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人です。
- 自主的な会員組織です。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画します。
- 会員が働いた仕事の内容に応じて「配分金」を支払います。就業や収入の保証はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- 会員の技能、技術を高めるため各種の講習を実施して

「会員になるためには…」

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同した方
- 入会説明会を受け、入会申込書を提出した方（理事会の入会承認が必要で）
- 定められた会費を納入した方

「会員がシルバー人材センターで働く場合は…」

- 会員は、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- 会員は、シルバー人材セン

ターから、請負または委任の形式により仕事を引き受けます。

- 会員は引き受けた仕事を完成または、遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。
- 会員は、公平な就業機会を得るために、通常ローテーションにより就業します。

「就業規約とシルバー保険」

- 会員が安全・適正に就業できるように、センターには会員の総意によって定められた就業規約（約束ごと）があります。
- センターから提供された仕事は、雇用ではないので労働関係法規（労災保険等）は適用されません。万一事故が発生した場合はシルバー傷害保険等（傷害・賠償保険）で対応します。

仕事の発注にあたって

- ①公共的、公益的な団体でするので、安心して仕事をお任

せただけです。また、収益を目的にしていないので一般的に割安でお引き受けできます。

- ②センターは、雇用や人材派遣とは異なり、請負または委任契約によって仕事をお引き受けするものです。手軽に電話でお申し込みになります。
- ・仕事はセンターが責任をもって完成または遂行いたします。

・会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、一人の人が長期にわたる就業はしておりません。ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもあります。

- ・事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事はお引き受けしておりません。
- ③代金は、契約に基づきセンターに支払っていただきますが、賃金や給与ではありません。

■入会説明会を行います■

4/20(水) 5/11(水) 6/8(水)
7/13(水) 8/10(水) 9/14(水)
場所 宇城市元気老人交流施設「高齢者」センター2階
時間 午後1時30分～3時30分

- ⑤請負または委任になじまない仕事は、無料職業紹介事業で扱うことができます。

【受付・問合せ先】
（社）宇城市シルバー人材センター
〒33-7886（代表）
松橋町久具358-4



高齢者在宅介護用品の購入助成します

【対象者】

宇城市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている要介護認定において要介護3以上と判定された要介護者とこれと同程度の要介護者であって、介護用品を常時使用する要介護者を現に在宅で介護している方

【助成の対象品目】

- ①紙おむつ ②尿取りパット ③使い捨て手袋
- ④清拭剤 ⑤ドライシャンプー
- ⑥その他市長が介護に必要と認めるもの

【助成額】

対象者1人につき該当年度において、年額30,000円（助成券1枚1,000円分を30枚）を上限とする

【申込期間】 随時受け付けています

【申込先】 各支所健康福祉課

※この介護用品購入助成事業の指定薬局・薬店等を募集しています

【問合せ先】

- 本庁福祉課福祉総務係 ☎32-1111
- 松橋市民センター 健康福祉課 ☎32-1111
- 三角支所 健康福祉課 ☎53-1111
- 不知火支所 健康福祉課 ☎33-1111
- 豊野支所 健康福祉課 ☎45-2111
- 小川支所 健康福祉課 ☎43-1111

旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の皆さまへ

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰勞給付金受給者を除く）に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限が、2年間延長され、平成19年3月31日までとなりました。

◆ご本人または、ご家族などからのご連絡をお待ちしております。

【請求用紙】

請求用紙は、宇城市各支所健康福祉課の窓口にて用意してあります。

- 松橋市民センター 健康福祉課 ☎32-1111
- 三角支所 健康福祉課 ☎53-1111
- 不知火支所 健康福祉課 ☎33-1111
- 豊野支所 健康福祉課 ☎45-2111
- 小川支所 健康福祉課 ☎43-1111

【問合せ先】 総務省大臣官房管理室

☎03-5253-5182（直通） FAX03-5253-5190